

保健機能成分について

平成26年5月30日
消費者庁

規制改革実施計画及び日本再興戦略

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
いわゆる健康食品をはじめとする 保健機能を有する成分 を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする 保健機能を有する成分 を含む加工食品及び農林水産物について、機能性の表示を容認する新たな方策をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる 米国のダイエタリーサプリメントの表示制度 を参考にし、 企業等の責任 において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、 安全性の確保 (生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置 (加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○食の有する健康増進機能の活用

- いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、**企業等の責任**において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる**米国のダイエタリーサプリメントの表示制度**を参考にしつつ、**安全性の確保**も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

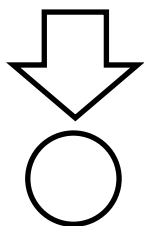
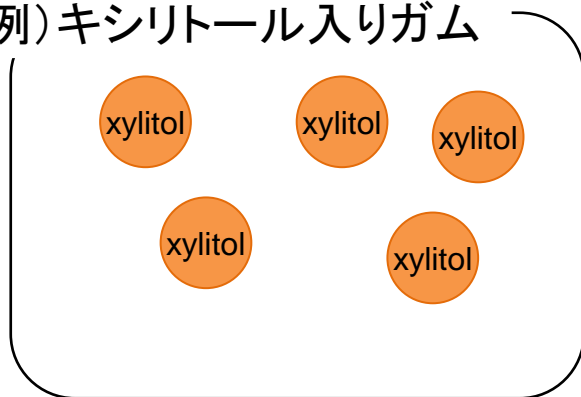
保健機能成分の考え方

保健機能成分：一定量摂取することで、健康の維持増進に役立つ成分
(例)キシリトール-歯を丈夫にする／サーデン(いわし)ペプチド-血圧が高めの人に適する

- 機能性・安全性を担保するためには、食品中の保健機能成分の量が測定可能である必要
- 食品の組成が全て明らかにされている必要はなく、主要な成分が測定可能であればよい

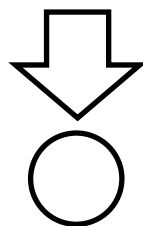
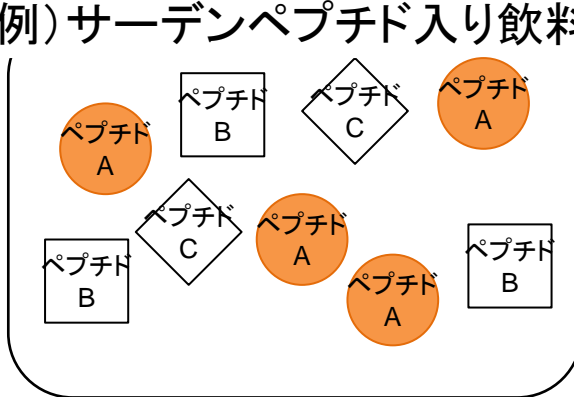
①成分が測定できる

(例)キシリトール入りガム



②主要な成分が測定できる

(例)サーデンペプチド入り飲料



③成分が測定できない

(例)××ドリンク

